

事務連絡  
令和4年1月20日

保育所等設置者・施設長様

川崎市こども未来局保育事業部保育第1課長  
保育第2課長  
運営管理課長  
子育て推進部保育対策課長  
幼児教育担当課長

## 保育所等における登園自粛要請について

日頃から、本市の保育行政に御理解・御協力をいただきありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症防止のために、児童や職員の健康管理や、消毒等の感染予防対策を講じていただき、ありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の急速な拡大に伴い、園児や施設職員に陽性者が確認され臨時休園となる保育所等が増加しており、また令和4年1月19日（水）に発出された神奈川県「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」、及びこれに基づく本市の「まん延防止等重点措置に伴う本市行政運営方針について」が発出されたことを踏まえ、感染拡大防止を図るため、保育所等の利用にあたっては、以下のように対応いたしますので、利用者や職員に対して御周知くださいますようお願いいたします。

※保育所等：保育所（一時保育事業、年度限定型保育事業、休日保育事業を含む）  
認定こども園（保育所部分及び一時保育事業）、地域型保育事業  
川崎認定保育園、おなかま保育室、地域保育園

### 1 保護者への対応について

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、別添のとおり、育休中や仕事がお休み等で御家庭での保育が可能な場合や、同居家族が濃厚接触者に特定、或いは発熱等の新型コロナウイルス感染が疑われる場合には、保護者の皆さまに、市から園児の登園を控えるよう要請することとします。
- 保護者が在宅勤務の場合、仕事により保育が必要な状況にあることから、必要な時間の保育の提供をお願いいたします。
- 育児休業中の場合でも、きょうだいの育児や保護者の体調不良等、保育を必要とする場合があることから、保育所の利用の申し出があった場合は、必要な時間の保育の提供をお願いいたします。
- 在宅勤務等であることのみを理由に、保護者に登園の自粛を強く求めることのないよう、御協力をお願いいたします。

### 2 登園自粛要請期間

令和4年1月21日（金）から、まん延防止等重点措置の実施区域の適用外となるまで

※ まん延防止等重点措置の適用が延長された場合は、登園自粛要請期間も同様に延長いたします。

### 3 保育料等の減額について

登園自粛要請に伴う保育料につきましては、登園自粛要請期間中の登園しなかった日数に応じて減額します。

手続き等については昨年8月・9月の登園自粛要請時と同様の対応を予定しておりますが、詳細については、保育所集配便（2月25日発送予定）等にて送付いたしますので御対応のほどよろしくお願いいたします。

#### （日割り計算の算定方法）

国の考え方に基づき「月額保育料×登園日数／25日」で計算（10円未満切り捨て）

※ 川崎認定保育園と地域保育園の保育料については、上記取扱いとは異なるため、別途、御案内いたします。

#### 【問合せ先】

（認可保育所の運営に関すること）

川崎市子ども未来局保育事業部保育第1課

電話 044-200-2662

（地域型保育事業、川崎認定保育園、おなかま保育室、地域保育園の運営に関すること）

川崎市子ども未来局保育事業部保育第2課

電話 044-200-3128

（公立保育所の運営に関すること）

川崎市子ども未来局保育事業部運営管理課

電話 044-200-2660

（認定こども園（保育所部分及び一時保育事業）の運営に関すること）

川崎市子ども未来局子育て推進部幼児教育担当

電話 044-200-3179

（保育料の徴収に関すること）

川崎市子ども未来局子育て推進部保育対策課

電話 044-200-3727